

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である「美しく魅力ある国土の建設と保全」と「安全で快適な住まい環境の創出」に貢献することを通じて、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、もって株主の皆様へ当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能にするために、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めております。そして当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様の権利を尊重し、経営の透明性・公正性を確保するとともに、経営資源を有効に活用することで、経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応し、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1)株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主の皆様を含むステークホルダーとの円滑な関係を構築し、適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役会は、当社の経営に関する基本的な方針を決定するとともに、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、客観的な立場から実効性の高い業務執行の監督機能を発揮する。
- (5)中長期的な投資方針を有する株主の皆様との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社では、当社株式に対する機関投資家(海外を含む。)の株式保有比率は5.2%(うち海外投資家は0.1%)であり、現時点においては、機関投資家の株式保有比率が相対的に低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集ご通知の英訳については行っていません。今後、機関投資家の株式保有比率の推移などを勘案したうえで、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿に記載または記録されている者が有し、いわゆる実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則として認めておりませんが、当社定款第18条(議決権の代理行使)に基づく場合には、代理出席として議決権行使を認めております。今後、いわゆる実質株主の要望などを注視して、必要に応じて株主総会に出席する場合の手續・方法などを検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

【補充原則1-2-4】に記載しているとおり、当社は、現時点において海外投資家の株式保有比率が相対的に低いことから、株主総会招集ご通知の英訳など英語での情報開示については行っておりません。今後、海外投資家の株式保有比率の推移などを勘案したうえで、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役は、取締役会の有効性について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の有効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第28条(自己評価)にて定めております。今後、取締役会の機能の向上を図る観点から、取締役会全体の有効性評価を行い、その結果の概要の開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、社内規程「政策保有株式取扱基準」において、政策保有に関する方針、取締役会による検証、議決権行使基準を定め、実践しております。政策保有に関する方針および議決権行使基準は次のとおりであります。

(1)政策保有に関する方針

政策保有株式については、事業運営の連携強化、取引関係の維持・強化、安定的な資金調達などにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する企業の株式を保有する。

(2)議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に際しては、短期的な業績や株価の動向だけで判断せず、コーポレートガバナンスの整備状況やコンプライアンス体制、さらに議案の内容が投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するものかを勘案の上、当社の企業価値の維持・向上を図るという観点から、議案の賛否を個別に判断する。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、執行役員および社員等がその立場を濫用して当社や株主共同の利益を害することを防止するため、利益相反取引や贈答・饗応、利益供与の禁止等、遵守すべき基本的な規範として「企業行動規則」を定めております。また、取締役による競業取引および利益相反取引(直接取引および間接取引)は、取締役会の承認を得るとともに、その報告を行うことを「取締役会規則」に定めております。さらに関連当事者間取引の有無について取締役および執行役員全員に対して事後的かつ継続的に確認し漏れが無いようにするため、年1回「関連当事者の開示に関する回答書」の提出を義務付けております。

【原則3-1(1)】

・経営理念

当社の経営理念については、本報告書の「1 1. 基本的な考え方」に記載しております。

・中期経営計画

第10次中期経営計画では、ブランド技術の開発、職場環境の改善など、新たな時代を邁進する体質への変貌と、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを推進しました。第11次中期経営計画では、ステークホルダーすべての満足度向上を果たすべく3つの「進化」軸を計画のテーマとしています。そして、テーマに沿った形で3年後の目指す姿としてビジョンを設定し、その実現に向けた課題と基本戦略を設けています。計画の最終年度に当たる2019年6月期の業績は、連結売上高150億円、営業利益10億円の計画です。この計画の達成に向けて、研究開発や新規事業開拓を積極的に展開し、さらに「進化」したステージへ向かいます。

第11次中期経営計画の概要は、当社ホームページ(URL: <http://www.ne-con.co.jp/stock/>)に記載しております。

【原則3-1(2)】

当社は、取締役会において、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を決議し、当社ホームページ(URL: <http://www.ne-con.co.jp/stock/>)に記載しております。

【原則3-1(3)】

本報告書の「2 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

【原則3-1(4)】

当社の役員候補者の選任にあたっては、「役員候補者選任規定」を監査等委員会の同意の上、取締役会において決議し、当該規定に基づき役員候補者の選任を行っております。役員候補者の選任要件および選任手続の内容は、第54回定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

【原則3-1(5)】

当社は、株主総会招集ご通知において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者、監査等委員である取締役候補者、補欠の監査等委員である取締役候補者の個々の選任理由を開示しております。詳細については、第54回定時株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、株主価値の向上のための経営方針、事業計画、組織、財務状況などの法令、定款および「取締役会規則」で定められた重要事項を付議し、十分な議論と審査によって経営の意思決定ならびに業務の監督を実施する体制を整えております。また、執行役員制度を導入することで取締役会と経営執行機能を分離し、「職務権限規定」に基づき業務執行を行うことで経営の透明性を確保するとともに、社会環境の変化に迅速に対応できる体制も整えております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、監督機能を強化するため、社外取締役2名を含めて構成しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない立場からの意見・見識を経営判断に反映させることは、経営の透明性を高めるうえで重要であるとの認識から、社外取締役2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し届け出ております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、役員候補者の選任にあたり「役員候補者選任規定」を監査等委員会の同意の上、取締役会において決議し、当該規定に基づき役員候補者の選任を行っております。なお、社外役員候補者のうち、「役員候補者選任規定」における「独立性判断基準」に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。「独立性判断基準」の内容は、本報告書の「2 1. 独立役員関係」に記載するとともに、第54回株主総会招集ご通知および有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、現在取締役6名(うち独立社外取締役2名)の体制であります。より一層のコーポレートガバナンスが強固なものとなるよう、当社の取締役会の人数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とし、そのうち独立社外取締役を2名以上選任する体制を構築することを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条(取締役会の構成)にて定めております。また、当社では役員候補者の選任にあたり「役員候補者選任規定」を監査等委員会の同意の上、取締役会において決議し、当該規定に基づき役員候補者の選任を行っております。役員候補者の選任要件および選任手続の内容は、第54回定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないことを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第23条(独立社外役員の任期および兼任制限)および「役員候補者選任規定」における「選任要件」として掲げております。なお、当社の取締役の兼任状況については、定時株主総会招集ご通知および有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】

本報告書の「1 1. コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第25条(取締役の研鑽および研修)にて、取締役に対するトレーニングの方針を次のとおり定めております。

・新任取締役(独立社外取締役を含む。)は、就任後3か月以内に、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項に関して取締役会長から説明を受ける。

・取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に研鑽を積み重ねなければならない。

・当社は、取締役に対して時々の情勢に適した内容による社内研修を定期的実施する。また、社外の講習会や交流会に参加する機会を設け、必要な知識の習得および役割と責任の理解促進に努める。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を「ディスクロージャーポリシー」として定めております。「ディスクロージャーポリシー」の内容は、当社ホームページ(URL: <http://www.ne-con.co.jp/stock/>)に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本コンサルタント社員持株会	666,416	8.70
大日本コンサルタント社友持株会	462,100	6.03
株式会社北陸銀行	325,800	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274,000	3.58
古河機械金属株式会社	190,080	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	181,500	2.37
川田テクノシステム株式会社	172,200	2.25
富士前鋼業株式会社	165,000	2.15
富士前商事株式会社	146,586	1.91
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	140,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・大株主の状況は、平成28年6月30日現在の株主名簿によるものであります。なお、当社が所有する自己株式307,295株(割合4.01%)は除外しております。
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は274,000株であります。なお、その内訳は、信託口137,000株、退職給付信託口137,000株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
——**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**
——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鎌田 廣司	税理士								△			
林田 和久	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 廣司	○	○	鎌田廣司氏は、顧問税理士として、当社との間に顧問契約を締結し、当社より顧問料を受けておりましたが、多額なものでもなく、平成26年9月監査役就任の時をもって当社との顧問契約を解約しております。	社外取締役の鎌田廣司氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での要職を歴任し、税理士としての専門的知識や豊富な経験を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督および監査に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先などの出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されます。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と

				して指定し、同取引所に届け出ております。
林田 和久	○	○	—	社外取締役の林田和久氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な監査経験を有しております。また、経営コンサルティング業を営む会社の経営者として豊富な経験を有しており、客観的な立場から社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先などの出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、常勤の監査等委員を選定することで、取締役会以外の重要な社内会議への出席や内部監査部門との連携を密にすることにより、監査等委員会による監査の実効性を高められると考えており、現在の体制を採用しております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、社長執行役員である取締役は、監査等委員会と協議を行い、速やかに人事的対応を図ることを内部統制システム構築の基本方針として決議しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の体制であります。さらに内部監査部門として監査室(2名)を設置しております。監査等委員会による監査につきましては、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会が取締役の職務執行に関する業務監査と会計監査人の独立性の監視などの監査を実施し、その活動状況などについて、定期的に取り締めに報告します。また、監査等委員会は、会計監査人の監査計画について事前の説明を受けるとともに、会計監査人の監査に立ち会い、その都度報告と説明を受けることで、情報を交換します。なお、当社の監査等委員である取締役3名は、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。内部監査につきましては、内部監査規則に基づき、監査室が業務監査と内部統制監査を実施し、その状況を代表取締役社長執行役員および監査等委員会に報告することにしております。当該監査における指摘事項は、適宜、代表取締役社長執行役員より被監査部門に改善が指示され、監査室によるフォローアップ監査と代表取締役社長執行役員および監査等委員会への報告を実施します。また、監査室は、監査等委員会と定期的に連絡を取り、会計監査人から受けた指摘事項を監査項目に組み込むなど、お互いの情報共有と連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」を定めております。その要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。当社の定めた「独立性判断基準」の概要は、次のとおりであります。

【独立性判断基準】

社外役員候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

1. 現在、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならない。

2. 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記3から9までに掲げる者であってはならない。
3. 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間(連結)売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者)またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
4. 当社または当社の子会社の主要な取引先である者(当社の直近事業年度における年間(連結)売上高の2%以上の支払いを行っている者)またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
5. 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。)であってはならない。
6. 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
7. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
8. 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
9. 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
10. 上記1から9までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
11. 当社において、現任社外役員の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
12. その他、社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入しております。また、購入した株式は在任期間中その全てを保有しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役および監査役の報酬等の総額を事業報告および有価証券報告書にて開示しております。役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数は次のとおりです。

<平成28年6月期>

取締役の年間報酬総額 71,670千円 8名(うち社外取締役1名)

監査役の年間報酬総額 13,416千円 4名(うち社外監査役3名)

(注)

取締役の年間報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

監査役の年間報酬総額および員数には、平成27年9月18日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

・取締役の報酬等は、経済や社会の情勢などを踏まえたうえで、取締役が果たすべき役割・責任の大きさに基づく報酬体系とすることを基本方針とする。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入し、購入した株式は在任期間中その全てを保有する。

・社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、高い独立性の確保の観点から株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

(2)手続

定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、内規に従い、その個々の具体的な金額を取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会より一任された取締役会長が決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条(社外取締役による社内情報へのアクセス)にて次のとおり定め、支援体制を図っております。

1. 当社の社外取締役は、職務の執行に必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
2. 当社は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)がその職務を適切に遂行するために必要があるときは、社外取締役の事務局を設置する。
3. 当社は、監査等委員会および各監査等委員がその職務を適切に遂行するために必要があるときは、監査等委員会事務局を設置する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 経営上の意思決定および経営執行

当社の取締役会は、当コーポレートガバナンス報告書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営の基本方針、重要な業務執行に関わる事項など取締役会規則に定めた取締役会の決議事項について意思決定を行い、取締役会の決議事項以外の業務の執行およびその決定については、業務執行側へ委任を行い、それらの職務執行状況を監督いたします。当社は、監査等委員会設置会社のもと、経営判断の迅速化を図り、取締役会の審議事項は重要性の高い議案に限定しています。また、執行役員制度を導入することで取締役会と経営執行機能を分離し、取締役会から業務執行側への委任範囲を拡大することで、社会環境の変化に迅速に対応できる体制を整えております。

当社の経営会議は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および常勤の監査等委員である取締役、社長執行役員、副社長執行役員、中央管理部門における執行役員によって構成されております。法令および定款において、取締役会の専決事項とされているものを除き、取締役会規則において社長執行役員に決定が委任されている経営に関する一切の重要な事項ならびに取締役会に付議すべき議題について事前に審議を行い、会社経営の円滑な遂行を図っております。

(2) 監査体制

当社の監査等委員会は、当コーポレートガバナンス報告書提出日現在、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の体制であります。監査等委員は、監査等委員会に加え、取締役会に出席して、取締役の業務執行およびコーポレートガバナンスの運営状況などを監督・監査します。また、監査等委員会は、定期的に会計監査人と意見交換を行い、また、監査室2名と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整えております。なお、コンプライアンス経営を強化し、財務報告の適正性と監査等委員会による監査の客観性および中立性を確保するため、社外取締役2名を東京証券取引所の定めによる独立役員として同取引所に届け出ております。

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正な立場からの厳格な監査を受けております。なお、平成28年6月期において、会計監査を執行した公認会計士の氏名は内田淳一氏および山本千鶴子氏で、そのほかの監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者等6名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、それぞれの職歴、経験、専門知識を活かした経営の監督・監査ができる社外取締役2名を選任することで経営の監視機能を強化しており、経営に対する客観性および中立性を確保した十分なガバナンス体制を維持できると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が適切に議決権を行使できるようにするため、定時株主総会招集ご通知の早期発送に努めており、法定期日よりも早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の皆様が株主総会に出席し、株主の皆様をより反映できるように、開催日時、開催場所などを適切に設定することを、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条(株主総会)にて定めております。
その他	株主の皆様により早期に情報を提供するため、発送日前に電子データにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を「ディスクロージャーポリシー」として定めております。「ディスクロージャーポリシー」の内容は、当社ホームページ(URL: http://www.ne-con.co.jp/stock/)に記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年1回、決算の概況および経営戦略について、当社代表取締役社長自身による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算短信、有価証券報告書、株主通信などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部経営企画室が、IR活動を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動規則に基づき、株主、顧客、社員等、協力会社、提携会社、地域社会、その他の機関を含む利害関係者の関心に配慮し、行動しなければならないと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO9001、ISO14001を認証取得し、品質環境方針を策定し、継続的に環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築・維持するために、取締役、執行役員および従業員が常に倫理的に行動することを確保するよう取締役会において、「企業行動憲章」を定め、開示するとともに、遵守すべき規範として「企業行動規則」を定め、実践しております。そして「企業行動憲章」において、株主や投資家、顧客、協力会社、社員、地域社会など、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、適正な企業情報を適時かつ公正に開示することを定めております。また、「重要情報管理規則」に基づき、情報管理責任者を定め、重要情報の適切かつ早期の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、平成28年9月23日開催の取締役会において内容の一部改定を実施しております。改定後の概要は以下のとおりであります。

(a) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録・保存するものとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

(b) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理規則に基づき、リスク管理責任者が、その領域ごとにリスク領域の責任者を定める。リスク領域の責任者は、リスク評価を行い、予防策および発生時の対応策に関する手順書の作成・教育を実施するものとする。また、リスク管理責任者は、組織横断的な監視ならびに全社的な対応を行い、リスク管理の対応策と実施状況を取締役に報告するものとする。
- 2) 当社において緊急事態が発生した場合には、リスク管理規則および危機管理会議運営要領に基づき、発生した緊急事態の内容に応じて速やかに社長執行役員が、緊急事態への対応にあたる総括責任者を選任する。総括責任者は、対応策の決定および実施の指示を部門責任者および関係者に行うものとする。

(c) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。重要な業務執行の決定は、会社法第399条の13第6項の規定により社長執行役員である取締役に委任し、経営会議において事前審議することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- 2) 操業については、年度ごとに全社的な経営目標である経営計画を策定し、各部門の達成すべき目標に落とし込み、各部門は、具体的な目標の達成方法を定める。また、毎月開催する経営会議において、操業の進捗状況の確認と対応策の検討を行う。
- 3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規定に基づき権限の委譲を行い、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確にする。また、稟議規定において執行手続を定め、会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることができる体制を構築する。

(d) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役および使用人の法令および定款の遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範として企業行動規則を定める。取締役および使用人は、当該行動規範を率先垂範して行うとともに、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
- 2) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、NEグループコンプライアンス取扱基準を定め、その運用を行う。
- 3) 当社は、コンプライアンス委員会を定期に開催し、コンプライアンスに関する諸施策の実施状況を確認する。また、その内容を取締役に報告する。

(e) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、関係会社管理規則を定め、子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
- 2) 当社の監査室は、内部監査規則に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
- 3) 子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導および支援を実施する。

(f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人(以下、補助使用人という。)を置くことを求めた場合、社長執行役員である取締役は、監査等委員会と協議を行い、速やかに人事的対応を図る。
- 2) 補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うとともに、その指揮命令事項に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会の事務局については、専任の補助使用人があたるものとする。
- 3) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などに関しては、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。

(g) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社および子会社の代表取締役、業務執行取締役は、各社の取締役会などの重要な会議において、随時その業務執行状況の報告を行う。
- 2) 監査等委員会が必要に応じて当社または子会社の事業の報告を求めた場合、または、業務および財産に関する調査を行う場合は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、迅速に対応するものとする。
- 3) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、もしくはその発生の恐れがあると判断した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けた者は当該事実を、直ちに監査等委員会に対して報告するものとする。
- 4) 当社は、当社ならびに子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人からの不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実に対する相談または通報に関する仕組み(内部通報制度)を構築する。また、相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことをNEグループコンプライアンス取扱基準に定める。

(h) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
- 2) 監査等委員会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する機会を設定する。
- 3) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認める際は、弁護士、公認会計士その他外部機関の活用を保障する。

(i) 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 財務報告の信頼性を確保するために、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する諸法則、規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。
- 2) 監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備などがあれば必要な是正を行うよう指示する。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1) 当社は、取締役および使用人が遵守すべき内部規範である企業行動規則に基づき、市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力との関係を一切遮断する。
- 2) 反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。
- 3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士など外部専門機関との連携体制の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。(再掲)

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1) 当社は、取締役および使用人が遵守すべき内部規範である企業行動規則に基づき、市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力との関係を一切遮断する。
- 2) 反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。
- 3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士など外部専門機関との連携体制の強化を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)コーポレートガバナンス体制の概要
 コーポレートガバナンス体制の模式図のとおりであります。

(2)適時開示体制の概要
 当社は、当社が定める重要情報管理規則に基づき、重要な決定事実に関する情報、重要な発生事実に関する情報、決算に関する情報が、適切に開示される情報管理体制を構築しております。

1. 重要な決定事実

重要な決定事実については、取締役会の決定のほか、法令および定款において、取締役会の専決事項とされているものを除き、取締役会規則において取締役に決定が委任されている重要な業務執行に関して、代表取締役社長執行役員が決裁を受けることにより決定しております。その決定事実については情報取扱責任者が適時開示規則に従って開示の要否を確認し、開示が必要となる場合には、速やかに開示を行う体制となっております。

2. 重要な発生事実

重要な発生事実については、重要事実を認識した部署から速やかに情報取扱責任者に情報が伝達されます。情報取扱責任者は適時開示規則に従って開示の要否を確認し、開示が必要となる場合には、速やかに開示を行う体制となっております。

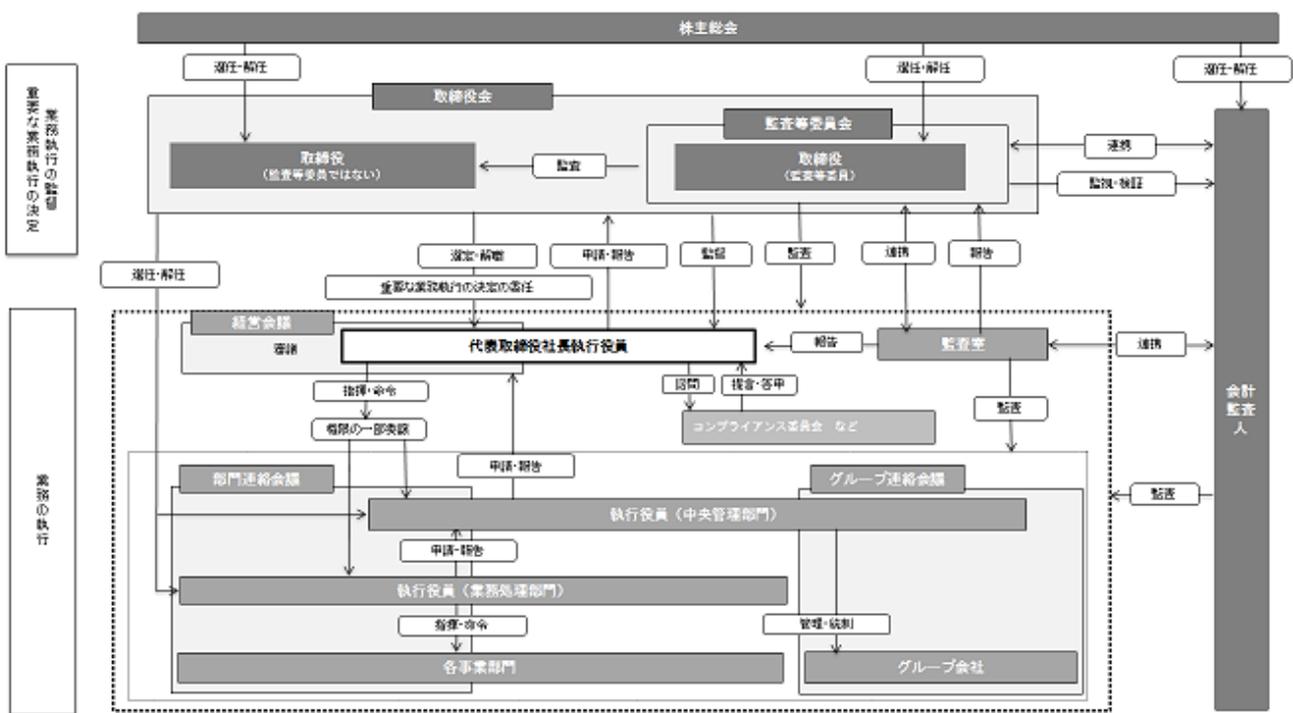
3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、決算取締役会における承認または代表取締役社長執行役員による決裁を受け、速やかに開示を行う体制となっております。

上記情報の開示については、情報取扱責任者の指示のもと、経営統括部経営企画室が当該情報の事実確認、公表時期および公表方法の確認を行った後、株式会社東京証券取引所のTDnetで提出し、必要に応じて東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布すると同時に、当社ホームページにも掲載することとしております。

また、適時開示した情報は社内に公開するとともに、イントラネットなどを利用してインサイダー取引の未然防止に向けた従業員への啓発活動を実施しております。

<コーポレート・ガバナンス体制の模式図>



<適時開示体制の模式図>

